

大分大学教育学部附属特別支援学校高等部における入学料の免除に関する取扱規程

平成16年4月1日制定

平成16年教育福祉科学部規程第21号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分大学教育学部附属特別支援学校校則（平成16年教育福祉科学部規程第20号）第25条第2項の規定により、大分大学教育学部附属特別支援学校高等部（以下「高等部」）という。）における入学料の免除に関する取扱いに関し必要な事項を定める。

(許可)

第2条 入学料の免除は、附属特別支援学校職員会議の議を経て、学長が許可する。

(免除の対象)

第3条 免除の対象となる者は、高等部に入学する者であって、次に掲げる各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者とする。

- (1) 入学前1年以内において、学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は高等部に入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

(免除の額)

第4条 免除の額は、入学料の全額又は半額とする。

(免除手続)

第5条 免除の申請は、別に定める入学料免除願に、次の各号に掲げる書類を添えて、入学手続終了の日までに、校長を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 家庭調書
- (2) 参考となる証明書

(徴収猶予等)

第6条 免除を許可又は不許可とするまでの間は、免除の申請をした者に係る入学料の徴収を猶予する。

第7条 免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者については、免除の不許可及び半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(死亡等による免除)

第8条 入学料の免除を申請した者について、第6条の規定により徴収を猶予している期間内に死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

第9条 免除を不許可とした者及び半額免除の許可をした者について、第7条に規定する期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

第10条 免除を不許可とした者又は半額免除の許可した者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

第11条 第6条の規定により徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか入学料の免除に関する必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年教育福祉科学部規程第9号)

この規程は、平成19年4月11日から施行し、この規程による改正後の大分大学教育福祉科学部附属特別支援学校高等部における入学料の免除に関する取扱規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年教育福祉科学部規程第16号)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年教育福祉科学部規程第6号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。